

第2編 議会・監査(大月都留広域事務組合議会の定例会条例)

第1章 議 会

○大月都留広域事務組合議会の定例会条例

(昭和40年10月11日条例第1号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号

大月都留広域事務組合の定例会の回数は、年3回とする。

附 則

この条例は、昭和40年10月11日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)施行の日から適用する。